

令和7年度 トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

# トラック協会の取組について

令和7年4月22日



# 「物流の2024年問題」アンケート調査の実施

## ○「物流の2024年問題」アンケート調査の実施（2024.9）

→関係法令施行後の県内運送事業者の対応状況について会員事業者に対してアンケートを実施。  
調査実施：令和6年9月 回答数：166社

## 2024年問題対策セミナー

## ○「モノが届かなくなる!?待ったなし!!物流2024年問題対策セミナー（R6.11.19）」

→主催：三井住友海上火災保険(株)

後援（一社）宮崎県トラック協会 宮崎県中小企業中央会

・「物流の2024年問題」について

講師：宮崎運輸支局

・モノが届かなくなる!?待ったなし!!物流「2024年問題」対策

講師：MS&AD経営サポートセンター

# 「物流の2024年問題に係る緊急対応ネットワーク会議」

## ○「物流の2024年問題に係る緊急対応ネットワーク会議」(R6.7.30)

→会員事業者が2024年問題等への対応において抱える経営改善、運賃交渉、人材育成、事業承継等の問題解決を図るため、県内の経営改善支援機関や民間の金融機関などの協力・支援を受けて「物流の2024年問題に係る緊急対応ネットワーク会議」を発足。

### 《構成機関》

- ・宮崎県事業継承・引き継ぎ支援センター
- ・宮崎県よろず支援拠点
- ・(一社)宮崎県中小企業診断士協会
- ・(株)商工組合中央金庫宮崎支店
- ・G.S.ブレインズコンサルティング(株)

トラック運送事業者の持続可能な経営に向けた総合的な支援対策

(公社)全日本トラック協会

- 物流の2024年問題緊急対応事業
- ① 運賃交渉等相談支援事業
  - ② 経営診断受診促進事業
  - ③ 県トラック協会の創意工夫事業

- 全ト協指定コンサルタント  
(7名確保)
- ◇ トラック運送業の原価計算手法を熟知
  - ◇ 「標準的な運賃」の内容仕組み等を理解
  - ◇ 働き方改革関連法及び「物流の2024年問題」を理解
  - ◇ 県ト協の研修・コンサルの実績有り

助言・指導

(株)商工組合中央金庫  
宮崎支店  
<本店産業戦略>

融資  
支援

融資  
支援

(一社)宮崎県中小企業  
診断士協会  
<中小企業診断士58名>

経営  
診断・改  
善支援

宮崎県事業承継・  
引き継ぎ支援センター  
<弁護士・公認会計士等18名>

セミナー  
個別  
相談会

G. S. ブレインズ  
コンサルティング(株)  
<税理士・経営コンサルタント>

荷主  
交渉  
支援

宮崎県よろず支援拠点  
<中小企業庁の無料経営相談所  
専門家22名>

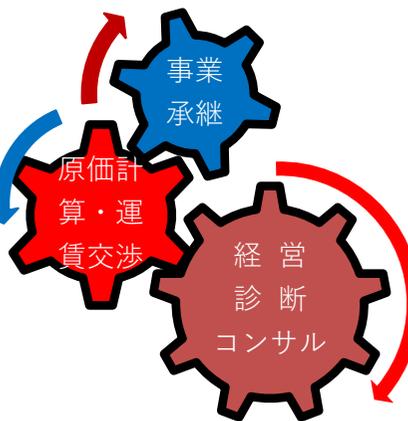
(一社)宮崎県トラック協会

県ト協の業務

- ① ネットワーク会議の事務局  
<各機関との連絡・調整、予算執行、定例会等の開催>
- ② 活動・支援等の広報・周知  
<協会HP、広報誌等>
- ③ 各支援機関の活動への協力  
<合同相談会、セミナー開催>

地方適正化事業実施機関

- ① 適正化指導員6名による会員事業所への巡回指導
- ② 巡回事業所へのネットワーク会議の活動案内と相談項目等の把握



# 物流の2024年問題等課題解決のための「合同セミナー＆個別相談会」

○ 「物流の2024年問題等課題解決のための「合同セミナー＆個別相談会」(R7.3.18~19)  
 →ネットワーク会議の参加機関、相談機関等の協力のもと、「合同セミナー＆個別相談会」を開催し、  
 運送事業者が自ら率先して自社の問題解決に向け相談する機運醸成を図った。

3/18 セミナー75社131名 個別相談会 9社14名

3/19 セミナー18社 38名 個別相談会10社15名

**物流の2024年問題等課題解決のための「合同セミナー＆個別相談会」のご案内**

**会員事業所の皆様へ**  
 物流の「2024年問題」への対応・改革に向け、会社経営において採用改善、業務交渉、人材育成、事業承継、DX化問題などで悩んでいませんか？誰にも相談できなくてお困りではありませんか？  
 今回、皆さんの悩み・困りごとを解消するため、国や県の支援を受けて県内で活動する専門の公的機関・会社等が一堂に集って、セミナーや個別相談会、展示会を開催します。  
 貨物運送業界が「開拓するピンチを改革のチャンス」とし、大切な会社や運送事業を次世代へしっかり継承できるよう、今後とも全面的にサポートします。是非、多数ご参加ください。

**荷主事業所の皆様へ**  
 我が国の物流改革に向けた「物流効率化法(原簿法)」と改正貨物自動車運送事業法が4月1日から施行され、荷主等に対する新たな規制措置等が創設されます。更に、「独占禁止法」や「下流法」も見直し等が進められており、これらの法改正等の内容や物流事業者との取引の公正化に向け、留意・遵守すべきポイント等を国の関係機関などが提供します。  
 物流改革に向け、荷主の皆様への説明等も益々重要となります。是非、ご来場ください。

**日時** 令和7年 3月18日(水) ~ 19日(木) の2日間  
(両日とも午前10時～午後4時まで)

**会場** 一般社団法人 宮崎県トラック協会 総合研修会館  
 住所：宮崎市豊久1丁目7-21

**概要**  
 ① セミナー及び個別相談会等に参加いただく機関は以下のとおり。  
 ② セミナー＆個別相談会の内容・時間等の詳細は別紙をご覧ください。  
 ③ 個別相談の内容については秘密厳守で、異口同音は直接致しません。ただし、一部の相談機関は参加申し込み後、個別に相談内容の事前聞き取り、持ち資料等も必要になります。

**関係機関**

- 改正物流法、改正貨物自動車運送事業法、独占禁止法、下流法等
  - 1 九州運輸局宮崎運輸支局
  - 2 公正取引委員会事務局九州事務所
- 物流改革DX化、県における令和7年度予算(物流関係支援)
  - 9 産業DXサポートセンターみやざき・宮崎県総合交通課
- 経営改善、運営交渉、価格転嫁、人材育成、事業承継、資金調達等
  - 3 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター
  - 4 宮崎県よろず支援拠点(一社)宮崎県中小企業診断士協会
  - 5 県商工組合中央金庫宮崎支店
- 外国人の技能実習・特定技能
  - 16 グローバル人材事業協同組合
- ドライバー等の健康課題・健康経営
  - 7 全国健康保険協会(協会けんぽ)宮崎支店
- 自動・遠隔点検・動態管理のDX化
  - 18 東京海上日動火災保険(株)宮崎支店

**参加費** 無料 **申込み** 事前参加申込書に記入し、令和7年3月5日(水)までに、県トラック協会宛てへFAXにてお申し込みください。先着・定員を越えた場合は、申し込みを締め切らせていただきます。

■主催 / (一社)宮崎県トラック協会 TEL0985-53-6767 (問い合わせ先)  
 ■後援 / 宮崎県、(公社)全日本トラック協会



# 物流の2024年問題解決に向けた都道府県トラック協会等による創意工夫事業

- 「物流の2024年問題解決に向けた都道府県トラック協会等による創意工夫事業（R7.3.26）」
  - 宮崎県外向け青果物出荷における新輸送の仕組み構築プロジェクト（現状把握）
    - ・中国地方市場向け青果物輸送ルートに課題。実証実験を通じて課題解決策を検討。
    - ・2024年12月～2025年1月にかけて、計13日間、27件について運行時間の課題、集約の余地・効果の有無を確認。

エグゼクティブサマリ

Vital Works

## 【背景】

近年、トラックドライバー不足が深刻化しており、特に中国地方市場向けルートに多くの課題が存在しています。さらにドライバー拘束時間の長時間化や休息時間の確保が困難な状況が続いています。

このような状況を踏まえ、持続可能な県外輸送の仕組みを構築することが求められており、実証実験を通じて課題解決策を検討する必要があります。そのため、本フェーズでは現状把握（実績可視化・定量化）に取り組みました。

## 【調査結果】

ドライバー拘束時間に関して、集計期間中約8割の運行で16時間を超過していました。（22/27件）

→但し、もし関西地方まで走らずに中国地方までで運行終了していれば、超過対象の約8割の超過解消が可能と見込まれます。（18/22件）

トラック積載量に関して、JAの青果物で各社の10T車が満載になることはほぼないことが判明しました。

→荷物を集約し積載率を高めることで、中国地方向けだけで完結する幹線便を仕立てられる余地があります。

→その結果、概算で中国地方向け幹線便1～2台の削減余地が考えられます。（全27便を16便に集約可能/対象13日間）

## 【今後に向けて】

今回特に「県外向け出荷を行うトラックドライバーの拘束時間超過」と「物流現場の人員不足」が、直近の詳細調査で明らかになりました。そのために取り組むべきテーマも7つ浮かび上がってきました。[①集荷・幹線便の分離、②消費地側の中継拠点設置、③全体配車業務の再構築、④パレタイズ納品への切替、⑤分荷作業の市場移管、⑥出荷リードタイムの調整、⑦選果場・集出荷場の集約]

次年度以降は、本フェーズで得た現状把握を基に新輸送スキームの実証実験を進め、継続的な取り組みを目指すべきと考えます。

# 九州ブロック飼料・畜産輸送部会

## ○九州ブロック飼料・畜産輸送部会 (R6.10.30)

→九州ブロック飼料・畜産部会員、農水省、九州農政局、宮崎運輸支局、宮崎県、飼料メーカー、生産関係団体他 103名参加  
合同研修会、意見交換、共同宣言の採択

### 九州ブロック飼料・畜産部会 合同研修会を開催

九州ブロック飼料・畜産部会（福田博部会長）では、令和6年度九州ブロック飼料・畜産部会合同研修会を10月30日（水）、13時30分より宮崎市内のニューウエルシティ宮崎で開催した。

本研修会はこれまで鹿児島・宮崎県が中心となり行ってきた合同部会や国・県への要請活動を受け、新たに発足した九州ブロック飼料・畜産部会においても喫緊の課題の共有と持続可能な家畜飼料輸送体制の構築を図ることを目的に開催されたもの。

研修会には九州各県関係会員はもとより、農林水産省、宮崎県をはじめとする各種行政機関、飼料メーカー、生産関係者103名が参加。福田部会長による主催者挨拶、牧田宮ト協会長の共催者挨拶の後、農林水産省蓼沼畜産局飼料課流通飼料対策室長、宮崎県経済連日高飼料養鶏課長、(株)デンサン西森民間営業部副部长、(株)YEデジタル久保部長、(株)中嶋製作所加藤氏による優良事例報告等が行われた。

次いで参加者全員による意見交換が行われ、最後に九州ブロック飼料・畜産部会の有川副部会長による「九州の飼料・畜産輸送に係る持続可能な物流構築に向けた宣言」が行われ、全会一致で採択した。

会議終了後は懇親会も開催され、参加者は情報交換を活発に行った。

なお、本研修を受けて九州トラック協会並びに九州ブロック飼料・畜産部会では、11月7日、公益社団法人全日本トラック協会坂本会長に対し飼料・畜産輸送に関する早急な国及び全国地域ブロックごとに協議できる環境整備等を要請した。



福田部会長挨拶



蓼沼室長報告



研修会全景



全ト協へ要望書提出

# 新しい「標準的な運賃」活用セミナー

## ○ 新しい「標準的な運賃」活用セミナー（R6.10.18）

→令和6年3月に告示された「標準的な運賃」の活用や  
令和6年6月に改正された  
標準貨物自動車運送約款の  
解説セミナーを開催。

講師：日本PMIコンサルティング  
(株)小坂真弘氏 26名参加

### 「標準的な運賃」活用セミナーを開催

宮崎県トラック協会では、10月18日（金）宮崎県トラック協会総合研修会館において「標準的な運賃」活用セミナーを開催し、26名が出席した。

当セミナーは、日本PMIコンサルティング株式会社代表取締役小坂真弘様を講師にむかえ、令和6年3月告示の新しい「標準的な運賃」について解説した。セミナーでは

- ・新しい「標準的な運賃」の概要
- ・物価高、燃料高、人材不足を反映した運賃・料金の設計
- ・荷主との運賃交渉
- ・新しい標準貨物自動車運送約款

などについて具体的に説明が行なわれた。

宮崎県トラック協会では、「標準的な運賃」が告示された令和2年から毎年「標準的な運賃」セミナーを開催し、啓発と理解を図っているところである。



小坂講師



セミナー風景

# 「標準的な運賃」に係る荷主への要請活動

## ○ 「標準的な運賃」に係る荷主への要請活動

→九州トラック協会で作成したトラック業界の現状や標準的な運賃の告示内容を網羅したパンフレット（2024年度版）5,000部を作成し、会員事業所や荷主等へ配布し、適正運賃収受を推進した。

2024年度版  
荷主企業の皆さまへ

**トラックが、これからも荷主の皆さまのパートナーであり続けるために、応援よろしくお願いします!**

トラックは、国内貨物輸送の91.4%を担っています。暮らしに身近な宅配・引越貨物の輸送も、産業・経済活動に関連する貨物の輸送も、トラック運送事業が支えています。そのトラック業界は今、  
●燃料費等の物価上昇  
●ドライバー人材の不足等…により、  
運送コストが上昇していますが、適正な価格転嫁ができず、持続的な物流を提供できない恐れがあります。

国土交通省九州運輸局 九州トラック協会  
内閣府沖縄総合事務局

### ドライバーが足りません!!

2028年にはドライバーが28万人不足するとの予測も…

トラックドライバー需給の将来予測

ドライバー不足の原因は…

- 他産業と比べ長時間労働: 年間労働時間 全産業平均より約2割長い
- 他産業と比べ低い賃金: 年間所得額 全産業平均より6~10%低い
- 有効求人倍率の推移: 全職種平均より約2倍高い

### ドライバー確保に「労働時間削減・賃金アップ」が必要です!!

- ドライバーの労働時間を削減し、全産業水準に改善が必要
- ドライバーの賃金を引き上げ、全産業水準に改善が必要

### トラックドライバーには「働き方のルール」があります

改善基準告示の概要 (2024年4月1日改正改善基準告示が施行されました)

|                     | 改正後(2024年4月から適用)   | 改正前                                    |
|---------------------|--|--|
| 拘束時間<br>(労働時間+休憩時間) | ●1日 原則13時間以内<br>最大14時間以内(4時間超は2回超えて)<br>例外: 高度職の地位18時間まで延長可(改正まで)                                  | ●1日 原則13時間以内<br>最大14時間以内(11時間超は2回まで)   |
| 休息期間<br>(休憩+食後の時間)  | ●1ヶ月 24時間以内<br>※3,000円未満の車種で310時間まで延長可   | ●1ヶ月 24時間以内<br>※3,016円未満の車種で320時間まで延長可 |
| 休憩時間                | ●連続11時間以上を認めず、6時間以下は<br>例外: 高度職の地位3時間以上(改正まで)  | ●連続8時間以上                               |
| 連絡時間                | ●2日連続で1日3時間以内  | ●2日連続で1日3時間以内                          |
| 連絡業務時間              | ●4時間以内<br>例外: 高度職の地位でないことにより、<br>例外: 高度職の地位でないことにより、<br>例外: 高度職の地位でないことにより、<br>例外: 高度職の地位でないことにより、 | ●4時間以内                                 |

運送会社は、改善基準告示に違反すると、**貨物自動車運送事業法令違反**として**行政処分**が科されて、トラックが止められ、お荷物が届かなくなる可能性があります

改正改善基準告示の詳細はQRコードよりご確認ください

さらにドライバーの労働条件が大きく変わりました!!

- 年5日の年次有給休暇の取得がすでに義務付けられています!
- 2019年4月より 仮置きが労働者の希望を聞き、希望を踏まえて標準を指定  
年5日は取得させなければならない
- 月60時間を超える残業は割増賃金率がすでに引き上げられています!
- 2023年4月より 月60時間超の残業割増賃金率が中小企業も50%以上に
- 残業時間の上限が規制されています!
- 2024年4月より 最大でも年960時間(休日労働は含まない)  
月に平均すると80時間

運送会社は、残業時間の上限規制に違反すると、**労働基準法違反**として**「6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金」**が科されます